（驛遞局認可）　（本號六面）　（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千四百三十七號
明治十九年十一月十九日金曜日
舊丙戌十月廿四日（癸、未）
日出午前六時四十一分　日入午後四時五十分
月出午後　月入午後零時四十四分
滿潮午前十時三十七分　午後十一時零八分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報

遷都は無用なり

此頃世上に遷都の說を爲す者あり其言に曰く東京の地は今の文明世界に國を立つる日本帝國の首府を置くべき土地柄にあらず今の弱肉强食の時に當り先づ思はざるべからざるものは外國の敵なり而して我日本の如き四面環海の島國に在ては特に警戒をべきは敵國の海軍なり然るに今東京の地理を按ずるに江戸灣の北端に在て其前面海水甚だ淺く進航し來る所の船舶は皆海岸を距る數里外に於て早くも其錨を投せざるを得ざるの有樣なりといへども近時砲術の進步甚だ著しく强ち其彈道の近きを要せず數里外の遠きに在て纔かに望遠鏡の力を假りて目的を定め命中せずといふことなきが故に敵艦にして一たび江戸灣に闖入し纔かに品川の沖合にまで來れば東京の全市は即時に灰燼と爲るものと覺悟せざるべからず唯此禍を免るゝの一法は江戸灣の門戸なる觀音崎富津の地方に堅牢無比の砲臺を置き海峽に軍艦水雷火を十分に用意し有事の日に當りて一隻の敵艦も此門に入るを許さゞるに在り然れども敵も亦文明國の海軍なり一旦死を決して突進し來らんには味方の防戰如何に巧みなりとするも十數隻乃至數十隻の敵艦中其二三を打洩らすことなきを必すべからず砲煙斷續の間背後に敵艦あるを認め追蹤するも及ばず其敵艦は早くも品川沖に現はれて東京全市を砲擊し大に自から快を取るが如きこともあらば如何すべきや防禦の堅きを恃みて萬一の隙の乘ずべきを思はざるは智者の事にあらず宜しく萬全の計を定めて東京の帝都を西京に遷し陸地天然の障碍を以て敵艦の來襲を防ぐべきなり况んや今東京市區改正東京灣築港の議ありこれに要する所の費用は大數五千萬圓に達すべく又臨時建築局の管理する國會議事堂政府の諸官衙新築費の如きも亦必ず千萬を以て計ふるの巨額ならんに折角此大金を費して帝都を裝飾し敵艦砲擊の的を作らんより此金額を以て遷都の費用に供し新たに西京に日本政府を置くの結構と爲すに若かざるべきをやと以上遷都論者の主張する論旨なりとして知らるゝ所なり

然れども我輩は此論旨に服して遷都の議を贊すること能はず我輩が此議に反對する趣意は江戸灣の門戸觀音崎富津の堅めと金城湯池も啻ならず我海軍の强盛は世界無比なり之を以て其門を守るに誰か敢て其內を窺ふ者あらんや敵艦の東京砲擊の如きは無稽の過慮なりと云ふにはあらず決してあらず固より議者の論の如く何程防禦の手當に手落なしといふとも如何なる機みにて敵艦の江戸灣に入ることなきを必す可らず萬一の場合を慮れば誠に不安心の至りなれども然も此不安心の爲めに直ちに日本帝國の首府を東京の外に遷さんといふは我輩の甚だ同意すること能はざる所なり若し首府移轉の爲めに臨時の費用を要せずとあらば遷都も亦消閑の一樂事甚だ面白き企なれども若しこれが爲めに幾千萬圓の費用を要すとあらば先づ此大金を費すを相當なりと認むべき程の理由を見出すれ後にあらざれば決して此大事を企つべからざるなり然るに今遷都論者に向て遷都を必要とするの理由如何と問ふに東京は海に面して敵艦の砲擊に暴露するが爲めなりと答ふ併しながら敵艦の砲擊に暴露して其禍を蒙るべきものは獨り政府の諸官衙のみを限るべからず散じて一家を成し集りて一國と成す此國家の基礎たる人民の生命財產も亦此禍を免かるゝこと能はざるものなり議者の論旨とする所と雖ども唯官衙さへ敵れ砲擊を免かるれば東京百萬の人民の住居は灰燼と爲るも可なりといふにはあらざるべし果して然らば敵の鋭鋒を避けて政府の地位を山奧に移さんとするの精神は官私の別なく苟くも日本國の生命財產に屬すべきものは總てこれを愛護して外敵の衝に當らしめじとの精神なりと我輩はこれを解釋するを得べし若し果して此精神あらんには獨り政府を移し又東京を移すのみならず橫濱の如き大坂神戸の如き又名古屋和歌山廣島福岡長崎鹿兒島の類の如きも皆これを山奧に移すの必要なるべし何となれば假令政府の諸官衙は山城の奧に在て安全無事なりとするも沿岸運輸至便の地に在る殷富繁榮の諸都府一旦皆敵艦の砲火に罹るが如きことあれば日本國の富は即時に其幾分を減し隨て亦國力を減ずべき譯なればなり若し商賣繁昌の都府は國の事に關係なきものなりとしてこれを顧みざる者あらんには花の麗はしきを愛するを知て其根に培ふことを知らざるものと評せんのみ果して然らば諸都府も亦皆これを山奧に移さんか併しながら爰に山奧論者の爲めに甚だ氣の毒なる一故障は山城なり丹波なり將た木曾の山中なりこれに人間の家を移すことは或は能くすべしといへども商賣を轉居せしむることは人力の及ぶ所にあらざるの一事なり東京は東京の地理大坂は大坂の地理なりて今の東京大坂の商賣なり假令此商賣が敵艦の砲擊を蒙るべき恐れあればとて如何にしてこれを西京に丹波に將た木曾の山中に移轉せしむべき工風あるべきや全く無用の詮議なり然れども若し國の商賣は敵の劫掠するに任するとも官衙さへ巍然として山の頂に聳え居らんには國運萬歲なりといふ者あらんには我輩は唯其愚を一笑せんのみ

雜報

○穗積氏の發議　去る十六日法學協會臨時會に於て穗積陳重氏の發議は前號に其大綱を記載せしが今其全文を左に揭ぐ

抑もノルマントン號沈沒の事變たるや其關する所甚だ多く一方にありては國際の問題となり東西兩洋の交際友誼も之が爲めに多少の影響を受くべしと心配するものあり一方にありては愛國の問題となり我國民は外國人の爲めに輕視虐待されたりとして憤怒するものあり又一方にありては慈善の問題となり其遭難者の死を悼み其遺族の愁傷を同感し共に寃魂を慰めんとするものありて而して此三種の問題に關しては新聞記者は紙上に筆を揮ひ辯士は演說に辯を揮ふて之を論じ又世間公衆は多少の金員を抛ちて其感情を表す我邦の人民之が爲めに大なる刺激を受けたるや知るべし此の如く我邦の人心の激動したる本は何と問へば大疑團の一事に出でず船長の陳述或は實說ならん又或は虛構なるや、も固り難し然るに神戸領事廳に於て開きたる海事審廷取調べ方十分ならざりしが爲めに右の大疑團をして倍々大ならしめ又同廷の判決を以て船長以下は特り過失なきのみならず却て或は賞讃すべきものありとせるによりさらぬだに激動すべき人心をして一層憤激せしめたる跡あるは掩ひ蔽ふ可らざるの事實なり借て能く右の疑團を解き內外の人心を和らげ死亡者の寃魂遺族の悲嘆を慰め得るものは公正の裁判の外にあることなし然ば前の三問題の外に第四問題あり法律の問題是れなり然るに前三問題は世間既に充分の議論あり故に本會は第四問題のみを法學上より討究せんとする者なり

法律の學理及法術上より神戸海事審廳の審問を吟味すれば頗る不充分なるものありと斷定せざるを得ず次に其理由を述べん

（第一）同廳の審問は海事審査の目的に適はず神戸に於て開きたるナバル　コールト　オフ　インコワヤリ　は世人の信ずるが如く刑事裁判所にて有罪無罪を決する法廷にあらず難破船等ありたるとき其船長始め乘組員の處置の當否を審査し若し過失あらば其免狀を沒收するものなり故に同廷の判決にて船長は無罪に決せりとか或は兵庫縣令より起審を求めたりなどと云ふは誤解なり抑も右の如き海事審問の目的は左の二點にあり（一）船長以下の航海術に過失なかりしや否（二）船長以下が乘客船体海員の救助等の所置當を得たりや否を審査するにあり然るに同廷の調べは第一點に精しく第二點には極めて疎なり之を問題の數より推すも第二點に關する問は僅々十分の一にも充たざる位なり而して其目的の輕重より論ずれば第二點の重要なるは第一點の比にあらざるは論を俟たず云々

（第二）同廷の審問は糺問の性質なくして却て誘問の性質あり海事審廷は通常の法廷と異なり原告と審廷は反對の位地に立ち審廷は殆ど原告の位置に立ちて被告に說明を求むべきものなり然るに人命救助の一點を調ぶるに至りては其問は悉く誘導尋問即ち　リーヂング　クエッション　の性質を帶びたる問より成立つ者なり例へば何れも必死となりて船客救助に盡力せしか「其方は若し船客が其方始めの言ふ通りにしたらば一同助命したりと考ふるか」等の類の如し云々

（第三）同廷は反問法に據りて事實を糺すの法術を採用せず凡そ事實の眞僞を糺すには是れは疑はしきと思ふ點に就きては充分に反問し一ッの事を前後左右より敲き尖にても尚ほ前言に撞著することあらんば始めて之を採用するものなり英國法の　クロッス　エキザミ子ーション　などは此類なり被告又は證人の陳述の眞僞をも糺さず丸呑にするは熟練ある法律家の甚だ忌む所なり別して今回の如き他の證人に乏しきときに實を得るは反問法に據るものなり若し被告の申立を其儘にて受取らば罪人生せず天下泰平ならん云々

（第四）同廷の審問は理論に反し審理不盡なり海事審廷の第二の目的たる人命救助の點に至りては殊に然り故に右の審問を遂績するも世人は尚大なる疑團を存せり例へば破船の位置確かならず端船漂流中の現況明らかならずラスカル人の死亡の原由死体の所置日本人に解からぬ言語にて說き勸めたる時の情態何故に腕力を用ひても之を救はざりし理由其他問ふべくして問はざりしの類枚擧するに遑あらず云々

（第五）同廷の審問口供照査法を採用せず證人數人あるときには其事實の眞僞を推知するは熟練ある法律家にはいと容易きことなり先づ第一に別審問即ち　セペレート　エキザミ子ーションを爲し前の證人の申立を後の證人に聽かせずして詳細なる問題を掛け置き其後他の證人を審問し後に各證人の口供を比較照査すれば如何なる虛構の陳述なりとも恰かも魔鏡に照すが如く容易に之を看破するを得べし此事件に於ては二十餘人の無辜なる水夫共あるを以て若し日本人が乘船を拒み云々の事虛構の言ならば忽ち前後不揃なる陳述あるべし而して該審廷は被告者たる船長士官等のみの陳述を切れ切れに受取り數人の陳述より一体の事實を確定するを力めざりしが如し而して一人の水夫をも參考の爲めに吟味せざりしは遺憾千万なりと云はざるを得ず我に二十人の水夫を與へよ我は諸君に實事を呈せん既に船長等の申立にも前後撞著の點頗る多し例へば云々

法律家の技術上より論ずるも右五項の如き大欠典あり世人が此審問の後も尚ほ疑團を解く能はざるは尤千万の事ならずや若し右の審問にして今少しく精細なりしならば今日の騷動は是程には大なるまじきを若し右の審問にして今少しく法術に適ひしならば船長も晴天白日の身となるか又は獄窓呻吟の奴となるかと定まるべきを今回の人心激動の本はと問はば右の審問與かりて力ありと云はざるを得ず小生は毫も右の判決を攻擊するものにあらず只疑を其手術に懷くものなり海事審廷はよくも右の如き不充分なる審問にて船長以下に過失なしとの判決を下し天災により海中に失ひたる免狀を再び付與して將來再び數千万人の生命數千万圓の貨物を此船長の手に托委するを得たるやを怪み其決斷の勇敢なるに驚かざるを得ざるなり小生は諸君が右の理由により右審問は法術より不充分なる者ありとの決議あらんことを望む云々

○東京府會　一昨十七日午後四時二十分開議、四番（淺香）は議事に先ち建議を爲す事あり警察の如きは六郡必ずしも十五區の如く周密なるに及ばざるのみか大に其間に逕庭あるべし然るに六郡は唯十五區と接近しあるを以て都府同一の組織を爲し同費の負擔を爲す隣縣に比し割合に重きは其金權と平衡を失する者なれば來る二十一年度よりは郡區を分離し經濟を殊別せん事を其筋へ建議すべしと發議し十九番（鳥山）四十九番（高木）等の賛成もありて議題と爲り六番（藤田）は過日番外の言に據れば東京府已に郡區を聯轄する上は區別し難しとの事なり到底實行し難き事に時間を徒費せんより先づ見合を方然るべし、四十八番（角田）は四番の言は管轄を分離すべしとの理由なり此の理由を以て經濟を區別せん

とするは　香）廿一　巡査員數　番（芳野　角郡區の　贊成する　い東京府　察區書よ　郡部でイ　離さぬど　むべし彼　いと云ふ　と爲り四　より警察　費の項に　所は是迄　し若し試　理事者の　の削除說　議論も無　議了し午

○バルか　べし自國　む我が好　らんと思　り之を辭　皇には公　れば知る　きとには　とするは　て先頃希　とを希望　ルデマー　べき程の　公子抔に　撰擧會が　失策しふ　擧を行ふ　諾すべき　は謀るべ　得べく撰　憂なりる　見へたり

○繪畫展　る廿一日　に持行き　宇都宮よ

Half a　He tha　智者よは　must do　事を爲　自らで　It is som　their own　boys were　many more　今時の子　人の言ふ　の如く育　りも利口　たるべし

○今日の　神社、下谷　田豊島町　ノ山稲荷

○平均數　數ありと　りと差し　りなり而　と立て我　諫若の所　に問ふ